

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

ア 業務委託名 令和3年度 浜松市道路施設長寿命化計画策定業務

イ 業務内容 別紙「業務説明資料」のとおり

ウ 履行期間 契約日の翌日から令和4年12月23日まで

エ 契約上限金額 50,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書	
3	業務説明資料	
4	評価基準	
5	プロポーザル方式実施説明書	
6	様式1	参加意向申出書
7	様式2	参加資格確認結果通知書
8	様式3	質疑応答書
9	様式4	企画提案書
10	様式5	企画提案書等の取扱いに関する回答書
11	様式6	結果通知書
12	別記1	企画提案書等の取扱いに関する確認依頼

※6～12は、プロポーザル方式実施説明書に添付

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書受付期間	令和3年10月29日(金)から令和3年11月16日(火) 午後3時
質問書受付期間	令和3年10月29日(金)から令和3年11月16日(火) 午後3時
参加資格確認結果通知書 交付日	令和3年11月18日(木) 午前10時以降
質問に対する回答送付日	令和3年11月18日(木)
企画提案書等提出期間	令和3年11月19日(金)から令和3年12月14日(火) 午後3時
ヒアリング実施日	令和4年1月7日(金) ※時間は後日連絡
特定・非特定の通知日	令和4年1月19日(水)
契約締結	令和4年1月28日(金) ※予定

2 担当部署及び問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

浜松市土木部道路保全課(浜松市役所本庁舎4階)

電話 053-457-2647 FAX 050-3737-0045

メールアドレス dourohozen3@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日浜松市 告示第390号)の規定により、令和3・4年度の競争入札参加資格(業務委託・賃貸借 業種分類 3024: 測量・設計・登記・補償等(工事関連以外) かつ 3028: 計画策定・統計業務)の認定を受けている者であること。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (6) 国土交通省の建設コンサルタント登録規定に基づき「道路部門」、「鋼構造及びコンクリート部門」「河川、砂防及び海岸、海洋部門」の全ての部門で建設コンサルタント登録している者。
- (7) 平成26年度以降に国又は地方公共団体が発注した道路施設の長寿命化計画策定業務に関する業務を完了した実績を有している者。
- (8) 配置技術者は以下のいずれかの資格を有するものとする。なお、業務責任者と担当技術者は兼務できるが、担当技術者の兼務はできない。
1. 業務責任者
 - (1) 技術士（総合技術監理部門：道路）
 - (2) 技術士（建設部門：道路）
 - (3) 国土交通省資格^{※1}（施設分野：道路 業務：計画・調査・設計）
 2. 担当技術者①（法定5施設長寿命化計画策定）
 - (1) 技術士（総合技術監理部門：鋼構造及びコンクリート）
 - (2) 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
 - (3) 国土交通省資格^{※1}（施設分野：橋梁 業務：計画・調査・設計）
 3. 担当技術者②（舗装長寿命化計画策定）
 - (1) 技術士（総合技術監理部門：道路）
 - (2) 技術士（建設部門：道路）
 - (3) 国土交通省資格^{※1}（施設分野：道路 業務：計画・調査・設計）
 4. 担当技術者③（道路防災対策計画策定）
 - (1) 技術士（総合技術監理部門：道路又は河川、砂防及び海岸、海洋）
 - (2) 技術士（建設部門：道路又は河川、砂防及び海岸、海洋）
 - (3) 国土交通省資格^{※1}（施設分野：道路 業務：計画・調査・設計）
 - (4) RCCM（河川、砂防及び海岸、海洋）

^{※1}「国土交通省資格」とは、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加意向書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和3年11月16日(火)15時まで(必着)

イ 提出先 浜松市土木部道路保全課長寿命化推進グループ 担当 池田、山本

ウ 提出方法 持参、郵送または電子メール(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。)

エ 提出書類 参加意向申出書(様式1)、参加するために必要な資格を有することが分かる資料を添付すること。

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 交付方法 電子メール

イ 日時 令和3年11月18日(木)午前9時以降
(午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)

ウ その他 電話連絡等はない。

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出方法 持参、郵送、または電子メール(持参以外、着信確認をおこなうこと。また、郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。)

イ 提出期限 令和3年11月24日(水)
(午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)

ウ 提出先 浜松市土木部道路保全課長寿命化推進グループ 担当 池田、山本

エ 様式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問に対する回答は、企画提案書提出期限の前3日間浜松市役所(業務所管課)において閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和3年11月16日(火)15時まで(必着)

イ 提出先 浜松市土木部道路保全課長寿命化推進グループ 担当 池田・山本

ウ 提出方法 持参、郵送、又は電子メール(ただし、持参以外は着信確認を行うこと。)

エ 回答送付日及び方法 令和3年11月18日(木)電子メールによる

5 参加資格の喪失

- (1) 参加意向申出書の提出期限の日又は指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。
 - (ア) 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき
 - (イ) 第1章4(1)エ及び第2章2(2)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

- (1) 企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。
 - ア 業務実施体制について
 - イ 業務実施方針について
 - ウ 特定テーマについて
道路施設長寿命化計画を策定するにあたり、下記の点を踏まえ、テーマ A4 版片面 2 枚以内で記載すること。
特定テーマ：限られた予算の中で道路施設全体の長寿命化及び防災対策を検討するうえでの留意点について

2 企画提案書等の提出

(1) 提出物

下記ア～ウの印刷物（A4 縦）、電子データ（pdf）

- ア 企画提案書（様式 4）
- イ 企画提案書等の取扱いに関する回答書（様式 5）
※第2章5(3)及び別記を参照のうえ提出すること。
- ウ その他資料
・参考見積書（内訳書） ※評価項目として評価しない。

(2) 提出部数 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

(3) 提出先 浜松市土木部道路保全課 長寿命化推進グループ 担当 池田、山本

(4) 提出期限 令和 3 年 12 月 14 日（火）15 時まで

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

3 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。
- (4) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。
- (5) 副本については全ての書類において事業者を特定できる情報（会社名、代表者氏名、住所等）を削除して提出すること。

4 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) ヒアリングに出席しなかった者の提案。
- (5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

5 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。
- (4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがある。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (7) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。

- (9) 提出された書類は返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第3章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した評価委員会が次のように行う。

(1) 審査の実施

ア 第1次審査（書面審査）

- (ア) 提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査を実施する。
- (イ) 第1次審査の結果、点数が上位の3者に対し、イの第2次審査を行うものとする。
- (ウ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和3年12月24日（金）（予定）までに電子メールにて通知する。

イ 第2次審査（ヒアリング）

- (ア) 実施日 令和4年1月7日（金）（予定）
詳細については対象者に別途連絡する。
- (イ) 第2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
- (エ) ヒアリングへの出席者は3人以内（うち原則1人は、業務責任者（予定。））とし、ヒアリング時間は1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

ウ 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(4) 特定・非特定の通知

提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を電子メールにより令和4年1月19日（水）までに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消するものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新た受託候補者として手続を行うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第4章 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨